

第3章 分野別の整備方針

3-1 土地利用

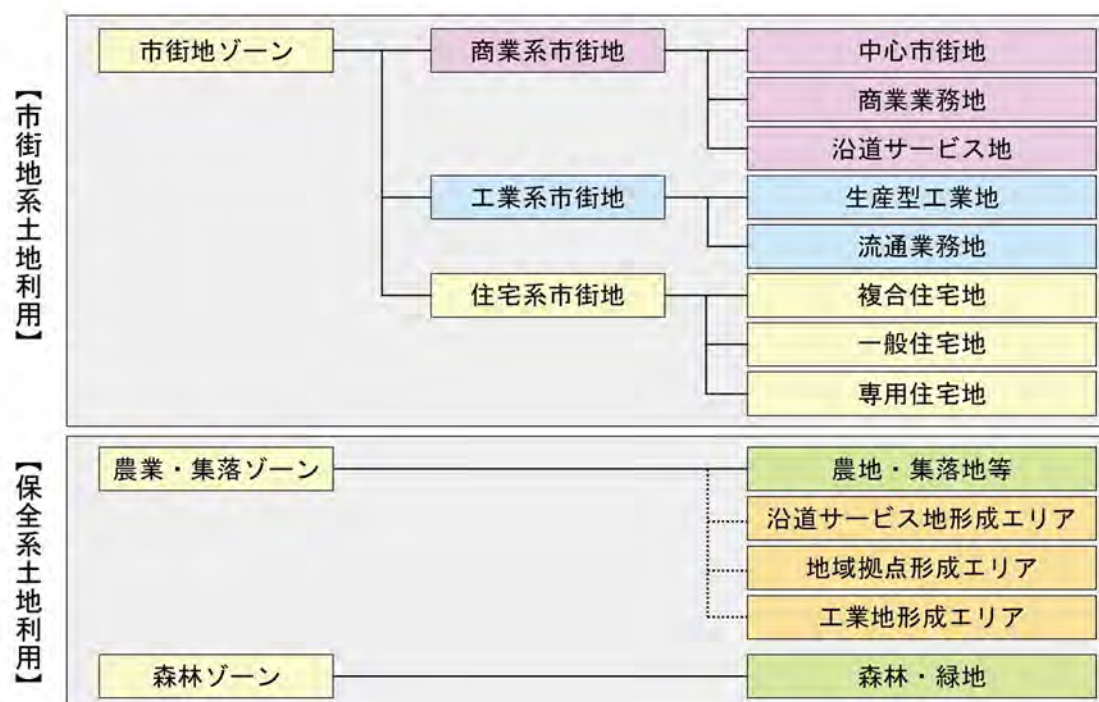
基本的な考え方

- 都市の健全な発展と活性化を図ることを目的に、住み、働き、学び、憩い、遊ぶという都市機能の充実と秩序ある土地利用を確立するため、将来都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めます。
- 市街地系土地利用については、活発な交流・産業活動の促進と、それと調和した良好な住環境の創出を図るため、住宅の専用化など、土地利用の純化を基本としながらも、地域によっては混在や融合といった複合的な土地利用を許容することにより、暮らしやすい生活環境や機能的な都市活動の確保を図ります。
- 保全系土地利用については、豊かな自然環境や優良農地の保全、農林漁業の振興を目指した土地利用を基本とし、新たな住宅開発は原則として抑制します。なお、農業・集落地等においても、既存集落地におけるコミュニティの維持や活性化、地域住民の生活利便性の向上、交通利便性を活かした産業振興など、総合的なまちづくりの観点から必要であると判断される場合は、周辺環境との調和を図りながら、地域の実情に応じた土地の有効利用を図ります。

(1) 土地利用の区分

将来都市構造に基づく土地利用の区分を以下の通り設定します。

■ 土地利用の区分



(2) 主要用途の配置方針

① 商業系市街地

ア 中心市街地

- ・JR 今治駅から今治港に至る中心市街地については、広域的な拠点商業業務地として、商業・業務機能の集積を図るとともに、行政、医療・福祉、情報等の高次都市機能の充実を図ります。
- ・都市機能の集積にあたっては、低未利用地や公的不動産等の有効活用を検討します。
- ・中心市街地活性化の観点から、利便性が高い中心市街地としての魅力を活かし、景観に配慮しながら中高層住宅を含めたまちなか居住を推進します。
- ・居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進するため、自転車・歩行者空間の充実や市民に開かれた公共空間の提供を検討するなど、滞在環境の向上を図ります。

イ 商業業務地

- ・今治新都市第1地区（にぎわい広場）やJR 大西駅・菊間駅周辺、波止浜港、既存の大型商業施設が立地する地区等については、中心市街地を補完する商業業務地として、地域住民の日常生活に必要な商業環境の充実を図ります。

ウ 沿道サービス地

- ・主要な幹線道路の沿道地区については、沿道サービス地として、良好な景観形成や背後地における住環境の保全に配慮しつつ、交通の利便性を活かした商業・業務施設等の適切な立地を誘導します。

② 工業系市街地

ア 生産型工業地

- ・今治新都市第1地区（クリエイティブヒルズ）や工場立地が進展している臨海部については、生産型工業地として、工場等の操業環境の整備・保全を図るとともに、産業の高度化支援機能の創出や新規産業の立地を誘導します。

イ 流通業務地

- ・今治港蔵敷地区・今治地区の流通業務地については、海上交通や陸上交通の接点にある立地条件を活かしながら、多様な物流機能を担う流通産業や先端的産業の集積、地域産業の活性化につながる施設の立地を誘導します。

③ 住宅系市街地

ア 複合住宅地・一般住宅地

- ・地場産業である繊維関連の工場や瓦工場等が立地する住宅地については、職住近接型の複合住宅地として、地場産業の育成と住工の調和ある共存を許容しつつ、長期的には住居系土地利用と工業系土地利用の分別化を検討します。
- ・比較的大規模な商業系用途が立地する住宅地についても、商業機能と住環境が調和した複合住宅地として位置づけます。

- ・古くからの住宅地については、生活利便施設等の商業系用途等との混在も許容する一般住宅地として位置づけます。

イ 専用住宅地

- ・住宅地としての専用度の高い地区で、戸建住宅を中心とした低層住宅地や周辺と調和のとれた中低層住宅地、およびその形成を図るべき地区については、専用住宅地として、良好な住環境の保全・創出を図ります。

④ 保全地

ア 農地・集落地等

- ・将来都市構造で示した農業・集落ゾーンを位置づけます。農業基盤の整備推進による農業の振興と優良農地の保全を図るとともに、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、空き家等を有効活用する取り組みを検討するなど、既存の集落地における快適で安心して暮らせる生活環境の形成を図ります。
- ・地場産業等が集積している地区については、地区の特性に応じた環境を維持するための施策を検討するなど、周辺の環境と調和した地域活力の維持・増進を図ります。
- ・市内全域で発生している鳥獣被害を防止し、農地・集落環境を保全するため、集落内農地等の適正な維持管理を図るなど、集落全体で取り組む住民参加型の有害鳥獣対策等を推進します。
- ・農地・集落地等では、原則として新たな住宅開発を抑制するとともに、必要に応じて立地基準に関する規制緩和が行われている制度について、見直しの検討を行うなど、適正な土地利用に努めます。なお、以下のエリアについては、必要と判断される場合において、地域住民との合意形成や周辺環境との調和を図りながら、地区計画による計画的な土地利用を促進します。

○地域拠点形成エリア

- ・各種公共施設が立地する支所周辺については、地域拠点形成エリアとして、行政サービス機能や交通結節機能に加え、日常の生活利便施設の維持・確保を図り、生活拠点にふさわしい環境整備を促進します。

○工業地形成エリア

- ・今治朝倉 IC（仮称）周辺等については、今後、今治小松自動車道が整備されることを踏まえ、工業地形成エリアとして、広域交通の利便性を活かした工場・物流施設等の立地が可能となる施策の検討を行います。

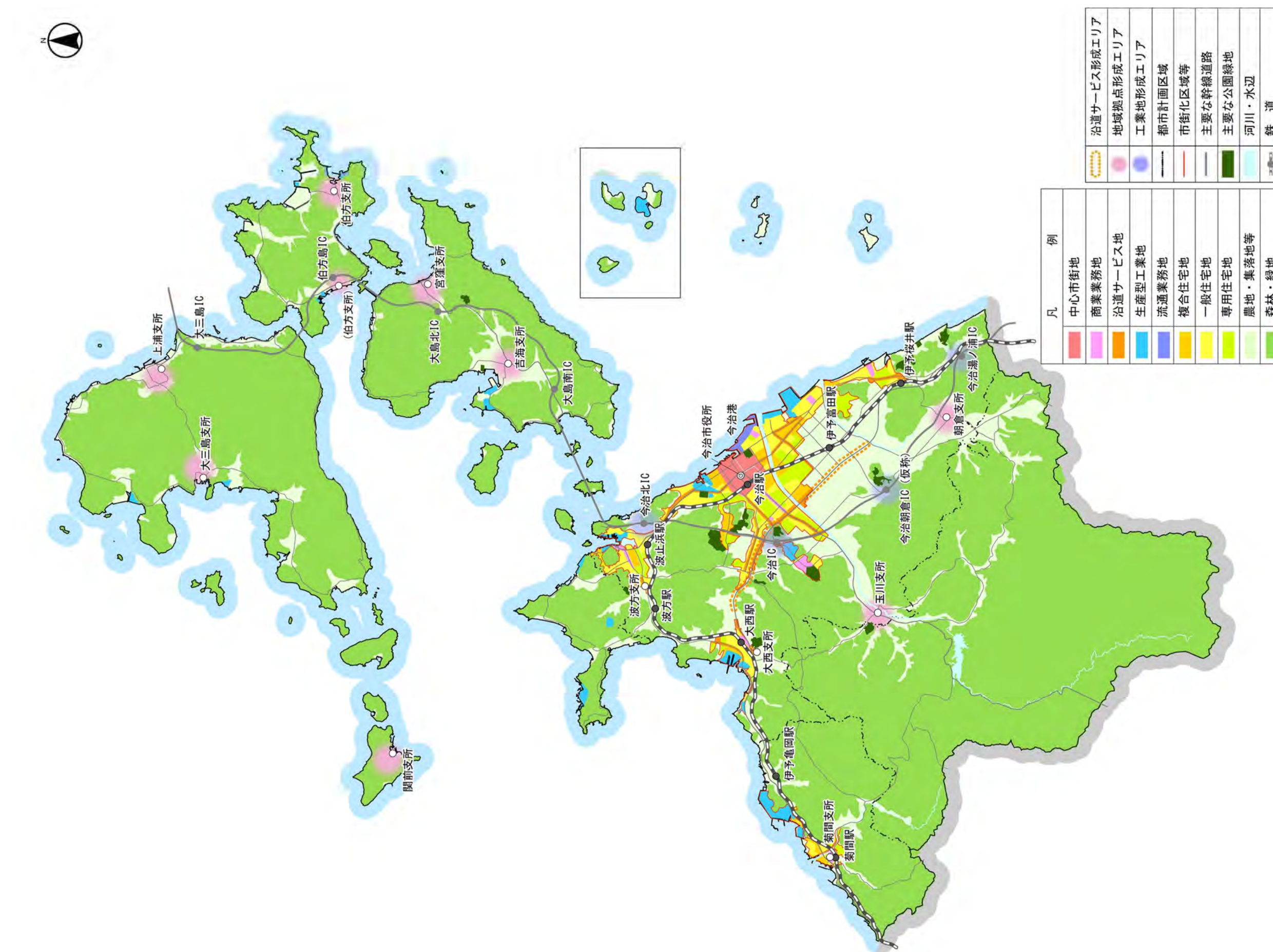
○沿道サービス地形成エリア

- ・交通利便性が高い国道 196 号沿道については、沿道サービス地形成エリアとして、周辺環境に配慮した適正な商業・業務施設等の立地を促進します。

イ 森林・緑地

- ・将来都市構造で示した森林ゾーンを位置づけます。森林・緑地は自然の宝庫であり、都市景観をより豊かに演出する重要な要素であることから、これらの保全を図るとともに、自然環境と調和したレクリエーションの場としての活用も図ります。

■ 土地利用の方針



3-2 市街地・住環境整備

基本的な考え方

- 拠点地域における必要な都市機能の充実や居住の誘導を推進するとともに、周辺市街地においては地域の実状に応じた整備、改善等による居住環境の向上を図ります。
- 少子高齢化や地域の実状に対応した適正な維持管理等により、住宅・宅地の良質なストックの形成を図ります。

① 拠点地域における都市機能の充実と居住の誘導

- ・JR 今治駅周辺地区においては、快適で便利な住環境を創出しながら中高層住宅を主体としたまちなか居住を推進するとともに、自転車・歩行者が安心して都市の魅力を満喫できる都市空間の形成等を図ります。
- ・公共施設の再編等に伴い発生した学校跡地などの公的不動産については、民間活力を活用し、効率的な管理運営や地域に不足する都市機能の誘導を図るなど、公民連携によるにぎわいの再生を図ります。
- ・駅西地区については、現行の地区計画により建物の壁面位置、形態、意匠の制限を行い、駅東地区については、市街地再開発事業を検討するなど、引き続き本市の玄関口にふさわしい魅力的な都市づくりを推進します。
- ・今治新都市においては、中心市街地等との機能分担と相互の連携に配慮しながら、面的整備事業によって形成された都市基盤施設を活用し、民間投資を適切に誘導するなど、公民連携による都市機能の整備・拡充を図ります。
- ・支所周辺等については、地域の生活拠点として都市機能の増進に努め、生活利便性の維持・充実を図ります。

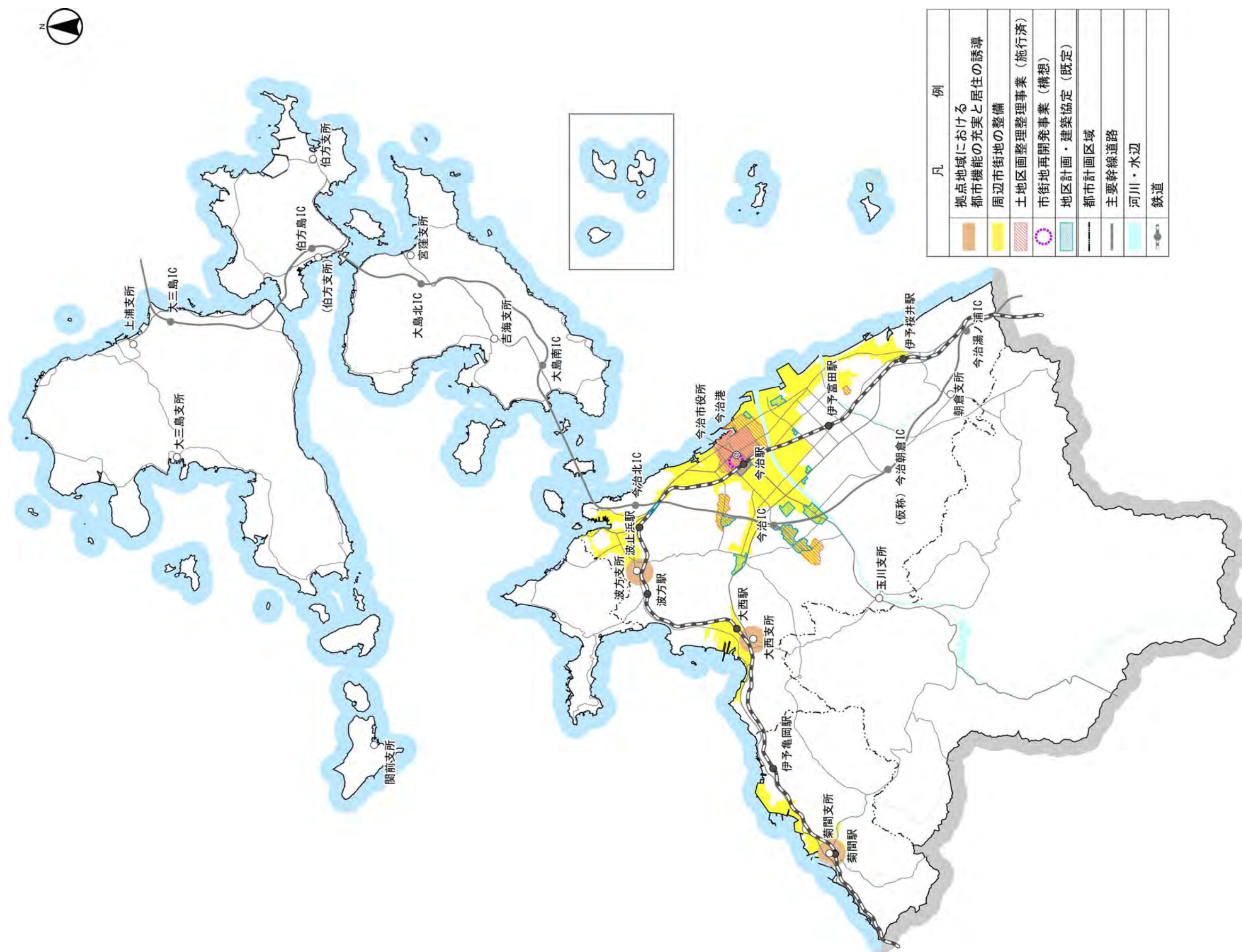
② 周辺市街地の整備

- ・住工混在地区においては、円滑な生産活動の保持をするとともに、騒音・振動の低減や安全確保がなされるなど、住宅と地場産業工場が共存し、調和のとれた住環境の形成を図ります。
- ・無秩序な市街化を防止するため、地区計画等の活用による計画的な市街地の形成を図ります。
- ・土地区画整理事業や計画的に開発された住宅団地・産業団地など、敷地規模を有し、敷地内の緑が豊富で建築物の高さもそろっている住宅地等については、地区計画や建築協定の活用により良好な住環境等の維持・保全を図ります。
- ・JR 駅周辺や幹線道路沿線など、既存の市街地・集落地においては、地域の実情に応じた整備・改善等による居住環境の向上を図ります。

③ 良好な住宅・宅地の供給

- ・少子高齢化など、社会情勢の変化や地域の実情に対応した今治らしいゆとりと潤いのある住宅地の形成を図ります。
- ・市営住宅については、老朽化やバリアフリー化等の状況を踏まえながら、計画的な建替えや長寿命化等を実施し、良質な住宅ストックの形成を図ります。
- ・空き家等については、中心市街地活性化のための各種事業等との連携を図るなど、「今治市空き家等対策計画」に基づき、住民や関係団体等と相互に連携した対策を総合的に取り組みます。

■ 市街地・住環境整備の方針



3-3 都市施設の整備

(1) 交通施設

基本的な考え方

- 地域を円滑で安全に移動できる道路ネットワークの形成と、拠点間を結ぶ公共交通網による快適で利便性の高い交通体系の構築を図るとともに、交流人口の拡大と地域活性化を図る自転車・歩行者ネットワークの形成を推進します。
- 道路施設や港湾施設については、整備・拡充を図るとともに、既存ストックに対して耐震化や長寿命化の検討を行うなど、適切な維持管理・更新等を実施します。

① 道路の整備

ア 自動車専用道路・広域幹線道路

- ・多様な交流や地域連携、産業活動の活性化を視野に入れながら、自動車専用道路である瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）および今治小松自動車道（（都）今治小松線）を広域道路ネットワークの根幹となる路線として位置づけ、今治小松自動車道の整備を推進します。
- ・国道196号（（都）宅間長沢線）と国道317号（（都）今治本町波止浜高部線等）を広域幹線道路として位置づけ、円滑な交通や歩行者等の安全を確保します。
- ・瀬戸内しまなみ海道、今治小松自動車道、国道196号、国道317号等については、災害時においても避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動を円滑に行うことができるように耐震化および改修等を実施するなど、適切な維持管理を図ります。

イ 幹線道路

- ・市内の各地域をネットワーク化し、市街地の骨格を形成する県道や主要な都市計画道路を幹線道路として位置づけ、流出入交通の円滑化と適正な市街地の形成等に配慮しながら、多様な交流を育む幹線道路網の整備・充実を図ります。また、広域農道についても幹線道路として位置づけます。
- ・整備済み区間も含め、災害時の延焼遮断帯や避難路といった機能のほか、ゆとりや景観に配慮しながら、人と車の安全かつ快適な移動空間の確保を図ります。

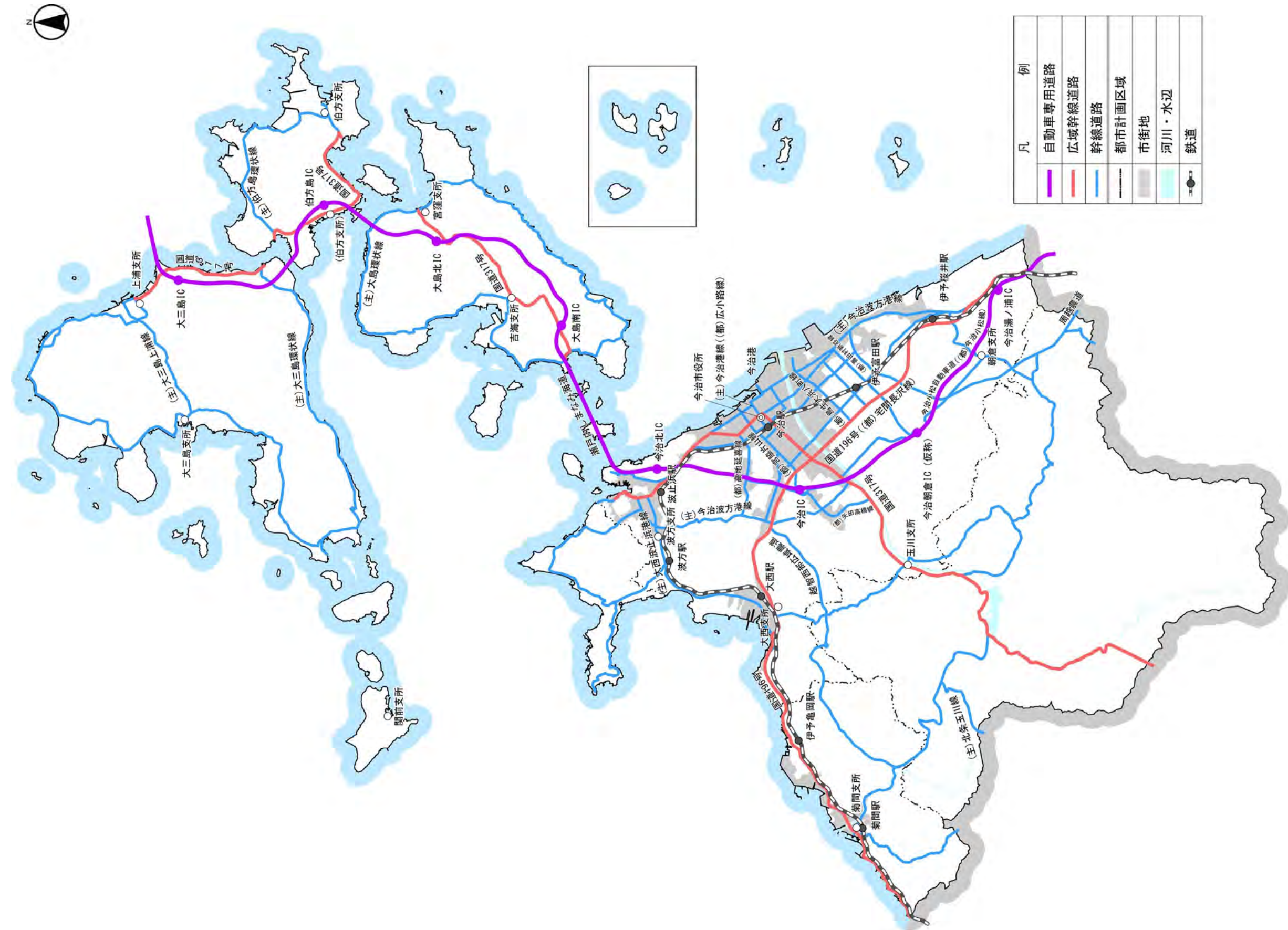
ウ 補助幹線道路

- ・広域幹線道路や幹線道路の機能を補完する補助幹線道路は、日常生活に関係の深い地域内外の交通を円滑に処理する道路であり、幹線道路へのアクセス性や土地利用の動向等に配慮しながら適切に配置します。

エ 生活道路

- ・地域住民が日常的に利用する生活道路については、自転車・歩行者の安全で快適な利用と、幹線道路との連携や良好な街区の形成に配慮しながら、沿道地域との協働による地域の実情にあわせた整備を図ります。

■ 幹線道路ネットワークの方針



② 自転車・歩行者ネットワークの形成

- ・瀬戸内しまなみ海道に併設された自転車・歩行者道を広域的な観光・レクリエーションの架け橋として位置づけ、これに接続し市内に点在する観光・レクリエーション施設等を結ぶ自転車・歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ・「今治市サイクルシティ推進計画」に基づき、市民、事業者および行政が協働して自転車の活用推進に努め、誰もが安全に安心して自転車を利用できる環境を整えるとともに、瀬戸内しまなみ海道を核としたサイクリング環境のグローバル化による地域の活性化を図ります。
- ・しまなみ海道サイクリングロードが第1次ナショナルサイクルルートに指定されたことを踏まえ、国内外のサイクリストに情報発信するなど、サイクリングロードのさらなる魅力向上に向けた取り組みを推進します。
- ・瀬戸内しまなみ海道沿道地域におけるサイクリストの受入れ機能を高めるため、拠点施設の充実や重点「道の駅」との連携により広域観光の推進を図ります。
- ・推奨ルートを明示するブルーラインの適切な維持管理および案内板等の設置とあわせて、公共交通機関等の二次交通との連携を図り、豊かな地域資源を活かしたサイクルツーリズムの推進を図ります。
- ・市街地等においては、安全で快適な自転車通行空間の効果的、効率的な整備を行うため、「今治市自転車ネットワーク計画」に基づき、道路ネットワークの連続性等に配慮した自転車通行空間の整備を推進するなど、計画的な取り組みを行います。

③ 公共交通機関等の整備

ア 公共交通機関

- ・「今治市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域の実状に応じた公共交通ネットワークの形成と利用促進を図ります。
- ・主要な鉄道駅では駅周辺整備や乗継ぎ、待合環境の改善を検討し、交通結節機能の強化と鉄道利用環境の改善・向上を図ります。
- ・関係事業者の協力を得ながら、路線バスおよび高速長距離バスの維持・確保に努めるとともに、バス交通の利便性の向上を図ります。
- ・近隣自治体等と連携し、島民の生活交通として必要不可欠な離島航路の維持・確保を図ります。

イ 駐車場

- ・自動車交通の輻輳する中心市街地においては、駐車需要に応じた民間駐車場の整備促進と公的駐車場の適切な管理と利用促進を図ります。

④ 港湾の整備

- ・重要港湾今治港については、背後地域の地場産業を支える広域的な流通港湾として、「今治港港湾計画」に基づき、貨物船と旅客船の分離、船舶の大型化への対応など、港湾機能の整備・拡充を図ります。
- ・地方港湾については、地場産業を支える地域の物流拠点として、港湾機能の適切な維持管理・更新等を図ります。

(2) 下水道・河川

基本的な考え方

- 下水道普及率の向上と良好な水循環・水環境の形成を図るため、市街化の進展状況や投資効果等を踏まえた効果的な公共下水道等の整備を図ります。既存の施設等については、適切な維持管理や更新等とあわせて、防災機能の充実を図ります。
- 浸水被害の軽減・解消と親水性や景観に配慮した親しみのある河川環境の形成を図ります。

① 公共下水道等の整備

- ・公共下水道については、市街地の未整備区域において優先的に整備するとともに、農業集落排水事業等と連携しながら、市街地周辺部においても公共下水道の整備拡大を図ります。
- ・ストックマネジメントの観点から施設の計画的な改築・更新と適切な維持管理を行うとともに、耐震化の推進や雨水対策施設の拡充など、自然災害に備えた取り組みを推進します。
- ・合流式下水道の整備区域における水質の改善対策を図るとともに、閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全等への対応として、高度処理を推進します。
- ・人口減少や老朽化した施設の増加に対応するため、処理施設の統廃合による合理化を長期的に推進します。

② 河川の整備

- ・河川については、治水および災害防除を図るとともに、地域特性を踏まえ、沿川地域と調和したまちのにぎわいや新しい魅力を創出するため、水辺空間の整備を検討します。
- ・蒼社川や頓田川、菊間川等については、水と緑のネットワークの骨格を形成する河川として、通路や緑地といった公共空間の整備により、親水性や景観等に配慮した安全な川づくりを検討します。

(3) 廃棄物処理施設およびその他の施設

基本的な考え方

- 既存施設の有効活用と需要に応じた計画的な整備を図るとともに、時代の要請に適格に対応した人と環境にやさしい設備の充実を目指します。

① 一般廃棄物処理施設の整備

- ・ごみ処理については、住民・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の推進を図り、本市の実情に適した循環型社会の実現を目指します。
- ・中核となる今治市クリーンセンター（バリクリーン）の稼動により、圏域内の処理施設の集約が完了したため、今後は集約化された処理事業を推進するため、施設の適切な維持管理を図ります。
- ・ごみの最終処分については、今後予想される最終処分量を見極めて、適正な規模の最終処分場整備について総合的に検討を行います。
- ・し尿処理については、公共下水道や農業集落排水施設等の整備に伴う処理需要の動向を見極めながら、処理施設の適切な維持管理を図ります。

② その他の施設の整備

ア 医療施設、社会福祉施設

- ・県立今治病院については、今治圏域の中核的医療機関として、政策医療の強化や地域医療機関との連携強化等を図るとともに、老朽化が進行していることから、建替え等を含めた検討を行います。
- ・今治市総合福祉センター（愛らんど今治）等については、地域における福祉活動の拠点として、民間活力との連携・協働により地域福祉の増進を図ります。

イ 火葬場

- ・今治市火葬場（すいふう苑）の適切な管理運営を図ります。

ウ 教育文化施設

- ・小・中学校については、既存施設の規模の適正化および現代社会に対応した施設整備の推進により、教育効果の向上を図ります。

3-4 自然的環境の整備および保全

基本的な考え方

- 水源の森や美しい多島海、海事文化を物語る史跡など、先人から受け継がれてきた豊かな自然や歴史的風土を守り、より良い環境で次の世代につなげていくとともに、これらの緑を核として多様な交流を育みながら緑豊かな都市環境の創出を図ります。

① 豊かな自然や田園環境の保全

ア 山地・丘陵地の樹林地

- ・市街地を取り囲む笠松山、近見山、重茂山、高仙山、長者森などの樹林地や、その背後に連なる東三方ヶ森や檜原山などの高縄山地の樹林地、多島海景観を構成する島しょ部の山地・丘陵地の樹林地は、市民生活に欠かせない多様な機能を有しているため、自然公園や保安林の指定等により保全を図ります。
- ・「今治市森林整備計画」に基づき、地域全体での間伐等を計画的に進め、効率的な森林整備による森林機能の回復を図ります。また、学校と連携した児童の野外活動や、企業と連携した市民参加の林業体験等を通じて、人と豊かな森林との関係の回復を図ります。

イ 水辺地

- ・山と海を結ぶ主要河川である蒼社川、頓田川については、多様な生物の生息生育地や移動空間を確保する多自然型の緑地として整備を検討します。
- ・白砂青松の美しい景観を構成する松林や自然の砂浜海岸については、自然公園や自然海浜保全地区の指定等により保全を図るとともに、レクリエーションの場としても活用を図ります。

ウ 身近な樹林地、農地等

- ・国の天然記念物に指定されている大山祇神社のクスノキ群など、市街地や集落に残る鎮守の森や古くからの大木、市民に親しまれている樹林、樹木等の保全を図ります。
- ・市街地周辺部に広がる優良農地の保全を図るとともに、市街地内に残存する農地についても、消費地に近い食料生産地、災害時の避難地やレクリエーションの場として多様な役割を果たすものであるため、必ずしも宅地化を図るべき土地としてではなく、必要に応じて市街地の緑地として活用するための方策を検討します。

② 都市公園等の整備

ア 身近な公園

- ・住民が日常的に利用する住区基幹公園などの身近な公園については、人口動向や配置バランスを勘案しながら、地区の実情に応じて適正に配置します。

イ 特色ある公園緑地

- ・市民のスポーツ・レクリエーション需要等に対応する総合公園や運動公園およびこれに準ずる公園等については、多様な主体による管理運営手法を検討し、適切な維持管理および利用促進を図ります。
- ・今治西部丘陵公園（しまなみアースランド）については、環境教育プログラムや森育に加え、市民団体等との連携により環境保全への意識の啓発を図るイベントを実施するなど、発信力と知名度の向上に向けた取り組みを推進します。
- ・天守等の復元が行われた吹揚公園は、歴史文化を活かした中心市街地のシンボリックな緑地となっています。このような歴史文化的意義を有する土地や優れた自然的景観を有する土地を都市公園として確保し、レクリエーションの場としても活用します。
- ・墓園については、現在、事業中である大谷墓園の整備を推進します。
- ・長期的に未整備である公園等については、社会情勢の変化や住民のニーズを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

ウ 誰もが憩える公園づくり

- ・遊具の経年劣化や点検不備に起因する事故等を防止するため、適切な遊具の安全管理や衛生管理を推進します。
- ・公園利用者のニーズを施設内容に反映させるため、ワークショップ等を導入し、住民参加による公園づくりを図ります。

③ 都市緑化

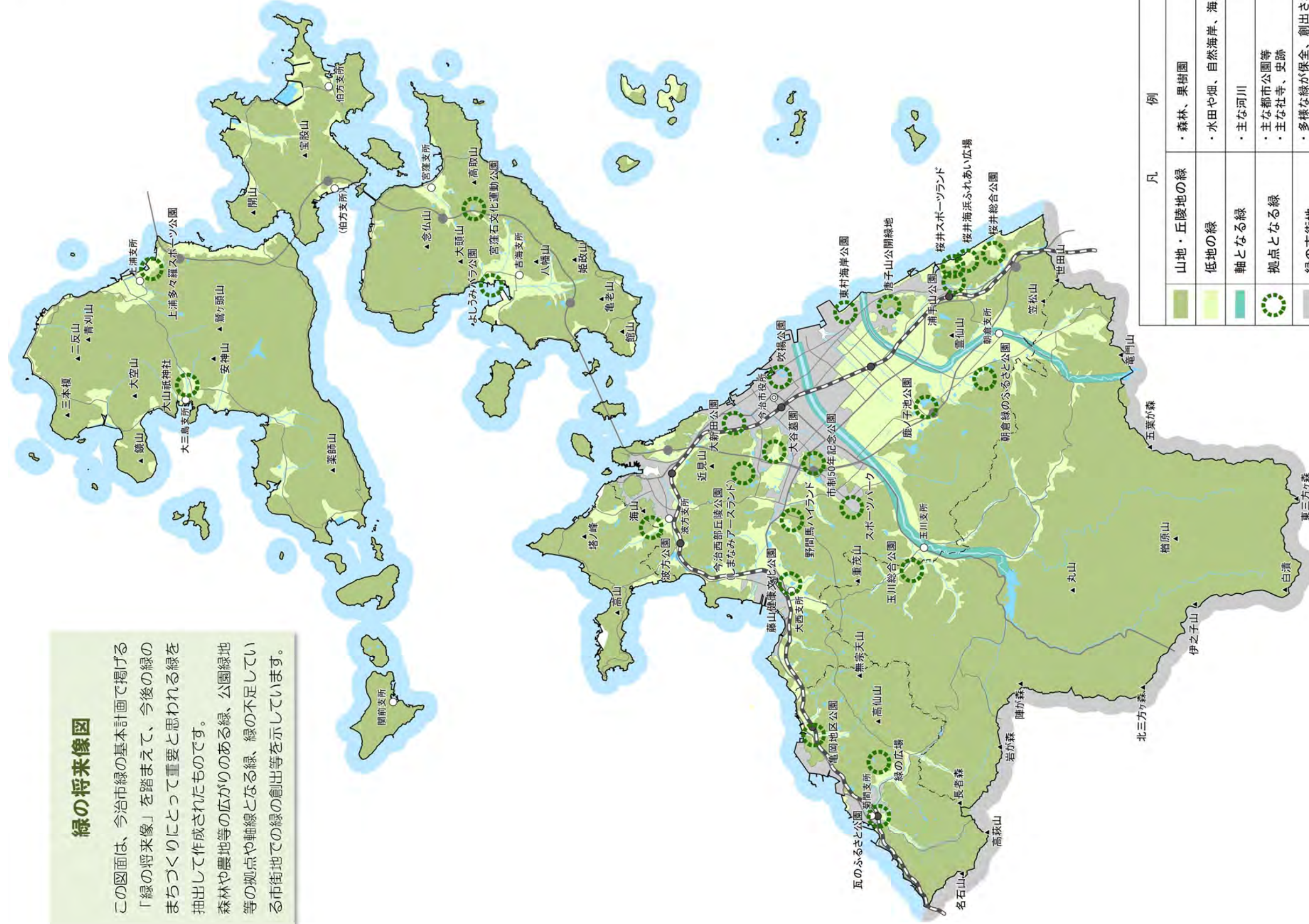
- ・緑に関する情報発信を充実させるとともに、市民運動としての緑化活動を展開するため、今治市緑化条例で定める「緑の月間」等における各種行事を通じて市民の緑化意識の高揚を図ります。
- ・周辺地域に比べて特に緑の不足している市街地を、都市公園や街路樹等の計画的な整備とあわせて、民有地の緑化を重点的に図る地区として位置づけます。
- ・小中学校は、公園緑地と同様に地域の重要な緑とオープンスペースとして位置づけられるため、民有地緑化の模範となる緑化を図ります。
- ・身近な公園や街路樹、河川、海浜等については、地域住民や企業による維持管理を促進します。
- ・公園樹木や街路樹等の適切な維持管理を行い、緑の質の維持向上を図ります。

■ 緑の将来像



図像の将来緑

この図面は、今治市緑の基本計画で掲げる「緑の将来像」を踏まえて、今後の緑のまちづくりにとって重要と思われる緑を抽出して作成されたものです。



凡 例	
	山地・丘陵地の緑 ・森林、果樹園
	低地の緑 ・水田や畑、自然海岸、海岸林等
	軸となる緑 ・主な河川
	拠点となる緑 ・主な都市公園等 ・主な社寺、史跡
	緑の市街地 ・多様な緑が保全、創出された市街地

資料：今治市緑の基本計画を基に作成

3-5 良好な景観の形成

基本的な考え方

- 良好な景観の保全・育成、美しく風格のある景観の創出、潤いある豊かな生活環境の創造、个性的で活力ある地域社会の実現のため、また、市内各地に広がる多彩な景観を観光交流資源として活用するため、「今治市景観マスタープラン」に基づき、景観計画等を活用した今治らしい景観づくりを推進します。

① 今治らしい景観

- 本市は、多島海と自然海浜の渾線、緑豊かな山並みと溪谷美を備えた他に類を見ない美しい自然景観が魅力となっており、その中に人々が自然との共生の中で創り出してきた農漁村の集落景観、造船所等の産業景観が形成されています。また、歴史ある寺社・仏閣や遍路道など、地域が継承してきた歴史・文化的な景観があり、さらに瀬戸内しまなみ海道の橋梁群、並木や個性ある近代建築物などの市街地景観、新都市等の新たな景観が創出されています。
- このように本市がもつ多彩な景観を「豊かな自然景観」、「歴史、文化景観」、「人と自然の共生景観」、「新たな景観」、「活気ある産業景観」に分類し、各分類の取り組みを推進します。

■ 今治らしい景観



資料：今治市景観マスタープラン

■ 景観形成の基本目標と方針

名称	基本目標
豊かな自然景観	○今治の海、島、山の豊かな自然景観を守り育て次世代へ継承します ・本市の魅力となっている海浜景観の保全を図るとともに、官民協働による適切な維持管理の推進、海浜景観との調和を図った土地利用や建物デザインの誘導を行います ・海と緑の一体感を保全、形成していくために、荒廃している里山の再生や適切な維持管理に努めるとともに、自然景観に馴染む建物デザインや建物規模などの適切な誘導を行います ・山林や溪谷の自然の保全、再生に取り組むとともに、緑地・溪谷景観と調和する建築デザインの誘導を行います
歴史、文化景観	○今治の歴史・文化を伝える景観を守り育て次世代へ継承します ・大山祇神社や今治城など、歴史資源がもつ歴史的景観や文化を守り、次世代に継承するため、資源単体の保全とあわせて、歴史資源を中心とした周辺の景観を含めた保全や歴史的事象を踏まえた資源の再生に取り組めます ・雰囲気を活かした街並みの形成の誘導や歴史的事象の掘り起こしなどを推進します
人と自然の共生景観	○長い歴史の中で培ってきた人と自然が共生する景観を守り育て次世代へ継承します ・農村集落や漁村集落などがもつどかな生活景観の保全、育成を図るため、身近な景観資源の掘り起こしをはじめ、ゆるやかなルールづくりなど、住民主体の取り組みを推進します
新たな景観	○新たな魅力ある景観の創出を図り、次世代へ継承します ・中心市街地における街路樹の適切な維持管理、緑化の推進や快適な歩行者空間の整備、無電柱化や建築デザインの誘導等による洗練された街並みの形成などを推進します ・潤いのある生活空間の維持、形成を目指して、生活道路や公園等の生活基盤の充実を図り、生垣化の推進や落ち着いた色彩の街並みの形成を推進します
活気ある産業景観	○海とともに発展してきた今治の活力ある産業景観を活用し、次世代へ継承します ・クレーンや大型の船舶がひしめく本市の特色ある海事産業の景観を他の都市にはない資源として位置づけ、海事都市ならではの活気を感じる景観として利活用を図ります

資料：今治市景観マスタープラン

② 景観行政の推進

- ・都市計画区域外等においては、本市の景観のベースとなる自然景観を保全するため、景観計画制度の活用により、自然景観を大きく阻害するような大規模な開発行為等の景観への配慮を誘導します。
- ・屋外広告物を適正化し、良好な景観形成を行うため、引き続き「愛媛県屋外広告物条例」に基づく規制を推進します。
- ・建築協定や地区計画など、良好な景観誘導のための制度を活用しつつ、住民、事業者との協働による統一感のあるまちなみ形成を推進します。
- ・良好な景観形成への気運の一層の醸成を図るため、啓発活動を推進します。

3-6 安全・安心な都市づくり

(1) 災害に強い都市づくり

基本的な考え方

- 過去の災害の教訓を活かすとともに、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震や近年多発する局地的な集中豪雨等に備えた災害に強い都市構造を形成するため、身近な生活環境の安全性を確保するための防災機能を強化します。
- 災害発生時において円滑な物資輸送等を行うため、防災拠点等の充実とあわせて緊急輸送道路の防災機能の向上を図るなど、分野横断的な災害ネットワークの構築を推進します。

① 防災機能の強化

ア 建築物の耐震化・不燃化

- ・庁舎、学校等の災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共建築物等の耐震化・不燃化を推進するとともに、耐震診断の奨励等により、民間既存建築物の耐震化・不燃化を促進します。

イ 防災上課題を持つエリアの改善

- ・住宅と工場が混在している地区については、災害発生時に住宅地への影響を最小限とするため、用途地域とあわせて地区計画制度を活用するなど、住工分離等の適切な用途配置を推進します。
- ・老朽木造家屋が密集している地区については、老朽建築物の建替え・不燃化、狭あい道路の拡幅、広場の整備、避難施設の確保など、地域住民の参画と協働を図り、地区の特性を踏まえた段階的な防災対策を図ります。
- ・大規模盛土造成地や液状化の可能性のある地盤については、大規模盛土造成地マップを公表し、安全性の把握等を行うなど、宅地防災を推進します。

ウ 防災意識の高揚

- ・自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防火水槽、消火栓などの消防水利の確保・維持管理を図ります。

エ 復興まちづくりに向けた事前準備

- ・大規模な災害が発生した場合に速やかに復興できるよう「事前復興まちづくり計画」の策定を検討するなど、復興準備に努めます。

② 防災施設の整備

- ・公民館や小中学校等については、地域の防災拠点として災害発生時の活動拠点となる機能および平常時の防災活動を支援する機能の充実を図ります。
- ・大規模な公園緑地についても、災害時における安全な避難活動や避難生活が確保できるよう必要な整備、改修を図ります。
- ・大規模地震に伴う津波災害、水害を予防するため、海岸保全施設、河川管理施設の計画的な整備を推進します。
- ・災害の発生時には、災害情報管理システム等を活用し、庁内や関係機関等と連携を図るとともに、防災行政無線や緊急告知ラジオ等を活用した情報伝達システムの構築を推進します。

③ 総合交通体系とライフラインの整備

- ・老朽化が進行している都市基盤施設等については、防災拠点や緊急輸送路等の耐震補強を優先的に行うなど、統合的なインフラマネジメントを推進します。
- ・災害発生時における安全な避難、迅速かつ円滑な緊急輸送が確保できるよう、老朽化対策とあわせた耐震化・不燃化を実施するなど、避難路や緊急輸送路の確保・整備を図ります。
- ・火災の延焼を遮断する街路や公園等の延焼防止空間の整備を推進します。
- ・重要港湾今治港については、大規模な地震が発生した場合に、緊急物資などの海上輸送を確保するため、耐震バース（耐震強化岸壁）の整備を図ります。
- ・共同溝の整備や上下水道施設などの耐震補強等を行い、ライフライン施設の安全性を確保します。

④ 風水害等の防止

- ・洪水による被害に強い都市づくりを推進するため、通常の河川改修だけでなく、流域における保水・遊水機能の確保や警戒避難システムの確立など、ハード、ソフト対策をあわせた総合的な治水対策の推進を図ります。
- ・土砂崩れ等の被害を未然に防止するため、災害の危険性を勘案した土地利用を推進するとともに、災害の危険性が高い危険箇所については、土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・老朽化が進行しているため池については、順次、改修を行うとともに、決壊時に下流への影響のおそれのある防災重点ため池についてはハザードマップを活用し、住民への周知を図ります。

(2) 人にやさしい都市づくり

基本的な考え方

- 少子高齢化社会を迎え、高齢者をはじめ障がい者や子供、外国人など、全ての人が積極的に社会参加や交流ができるようユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、バリアフリー環境の整備や交通安全対策の推進を図ります。

① バリアフリー環境の整備

- ・高齢者や障がい者などの多様な社会参加活動を支援するために、不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園などの公共施設におけるバリアフリー環境の整備・充実を図ります。
- ・公共交通機関等の交通施設や鉄道駅と主要施設を結ぶルートについては、関係事業者の協力を得ながら、引き続きバリアフリー化を推進します。
- ・市営住宅の建替え、個別改善等については、高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるようバリアフリー化を推進します。
- ・外国人に対して分かりやすく、利用しやすい環境の整備を図るため、公共交通機関等において多言語化による情報発信を推進します。

② 交通安全対策の推進

- ・交通事故が多発している道路、そのほか特に交通の安全を確保する必要がある道路については、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するために、歩道の整備や交通安全施設等の設置を図ります。
- ・自転車通行空間の整備推進により、異種交通の分離を図ります。
- ・違法駐車や放置自転車の防止により、安全な交通環境の確保に努めるとともに、関係機関等と連携し、住民の交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。